

# 計画経済体制時中国の大学卒業生の就職制度

陳 瑞娟  
(2003年7月10日受理)

Employment System for the College Graduates in China during Planned Economy Period

Chen Rui Juan

The purpose of this paper is to examine basic structure of the employment system for the college graduates in China during planned economy period. Under planned economy system, college graduates were recruited centrally by the governments, and tuitions, fees and stipend were given by the government, and job placement of the graduates are done by the governments in cooperation with colleges and universities. National department of education, national department of planning, national and local governments, public corporations and national and local colleges and universities had played their distinctive roles. The principles and roles of these organizations are examined in detail. In addition, actual job placement of new graduates was analyzed by using student records in a college. Educational achievement determined the first destination of the graduates, and the higher achiever got academic and professional jobs suitable for college education.

Key words: China, Job placement, Employment, Occupation, Higher education, Planned economy

キーワード：中国、就職、雇用、職業、高等教育、計画経済

## I. はじめに

1949年、中華人民共和国の成立により、中央集権的な社会主義計画経済体制が建設された。計画経済体制は、国家が「国家統一計画」を手段として経済体制、例えば企業や市場を管理・調節するという体制であり、社会資源は計画的に配置される。そこでは大学卒業生も貴重な資源とみなされ、職場配置については、計画型就職モデルが採用された。

すなわち、「学生は政府によって包括的に募集され、学費・生活費は政府によって包括的に出資され、卒業生は政府によって包括的に就職先に配置される」という「統招、統包、統配」<sup>1)</sup>制度が打ち出された。職場

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：山崎博敏（主任指導教官）、佐藤尚子、  
河野和清、小方直幸

配置については「統一的に計画し、集中的に使用し、重点的に配置し」、「国家建設の需要に対応した上で、専門知識と職業との一致という原則を貫く」<sup>2)</sup>という基本方針が採られた。その後の三十余年間、様々な就職方針の調整が行われたものの、その基本方針は貫かれた。

その後、1980年代に改革・開放政策により、経済体制は計画経済から市場経済へと転換した。大学卒業生の就職についても大幅な改革が実施され、「供需見面、双向選択」方式が導入された。すなわち、卒業生は「市場メカニズム」に基づいて就職するようになった。

近年、中国の大卒者の就職に関する研究も行われている。たとえば、馬（1998）は、市場経済体制のもとで大卒者就職過程の実態について考察している。また苑（2000）は、市場経済体制において、大卒者の就職制度とその就職のプロセスなど問題を検討している。しかしながら、市場経済体制移行後の状況を対象とする研究は多いものの、それ以前の計画経済体制のもと

専攻の学生を専攻にしたがって、職場配置を行うことには、大きい困難があるのである」と述べ、「学用一致」の原則が実現していないことを認めた。その上で、「各人事部門は卒業生について職場配置を行う際に、卒業生が学んだ専攻に基づいて、卒業生が従事する仕事について真剣に検討を行う。専門家と技師の意見を求めて、卒業生が学んだ専門の特徴を最大限に發揮させる」と具体的に指示した。1962年11月1日には、中国共産党中央と国務院が内務部に許可した『不當に使用している大卒者について調整を行うことについての報告』では、各部門・各地区では「大卒者について管理を強め、常に職場配置を審査し、不当な使用について真剣に調整して、卒業生の積極性を十分發揮させて、社会主義建設のために努力させる」ことを求めた。

### ③ 人材養成計画の強化と事前の学生選抜の制限

1954年7月1日に政務院は卒業生の統一職場配置に関する『指示』を提出し、「ある部門と学校は一部の学生について、卒業する前に規定に従わずに自主的に選抜行為を行っている。これらの混乱現象は、国家が建設幹部を養成・使用する計画性に影響を与える」と批判した。また、「大卒者は原則的に卒業後再配置を行う」と、「教育部門と大学は管理を強め、上述の混乱現象の再発生を防止する」ことを規定した。1955年8月9日に、国務院は卒業生の統一職場配置に関して提出した『指示』で「いかなる部門及び高等教育機関は、緊急需要によって、卒業生を選抜する場合、事前に高等教育部の許可を得る。その選抜者は、高等教育部が国民院に報告して許可を得ることとする」とした。1961年2月28日に、中国共産党中央が教育部、國家計画委員会、内務部に批准した「中央官庁、省、市、自治区に所属している高等教育機関の在校生問題について管理を強めることについての報告」では、「今後、高等教育機関在校生は必ず学制の規定に従って全教育課程の履修を終えてから、卒業後再職場配置を受け、いかなる雇用機関も卒業していない学生については職場配置を行うことはできない」とした。

### ④ 特別に優れた学生に対する優先的な配置

1963年5月10日に中国共産党中央と国務院は国家計画委員会に批准した『1963年高等教育機関卒業生の職場配置計画に関する報告』では、「高等教育機関卒業生の中で、特別に優れた学生については、彼らの特徴に基づいて、配置使用は適当にし、使用の中でも継続的に養成及び鍛えることに注意する。これは将来的に早く我が国の科学、技術人材に形成することに重要な役割を果たせる」とのべた。1963年7月23日に、教育部は『特別に優秀な卒業生選抜に関する通知』を出し、1963年から全国重点大学の理学系・工学系・農学系・

医学系と浙江大学の卒業生について執行することを決定した。この業務は、実施開始時期が遅れ、その年に貫徹執行ができなくなってしまった、1964年に継続的に執行した。1965年には、卒業生の中で優秀な大学院生募集と一部の雇用需要を満たすための優秀な卒業生は基本的に選抜を終えているから、しばらく選抜を停止することを決定した。

### ⑤ 『労働実習』制度の執行

1963年8月17日に、国務院は『1963年高等教育機関卒業生の労働実習に関する通知』を発布して、高等教育機関卒業生の1年間の研修制度をまず労働実習を1年間したのち1年間研修をする制度に改め、1963年には工学系、農学系の卒業生から先に執行することを決定した。1964年8月19日に、中国共産党中央、国務院は『高等教育機関卒業生労働実習試行条例』を発布した。この制度の試行は、1963年から「真剣に3年間実施して、制度を確立する」ことを求め、1964年の試行範囲は卒業生全体数の50%ぐらい拡大し、もっと多い卒業生を農村に配置して労働実習に参加させるように注意した。「文化大革命」が発生した後、この制度の実施は停止された。

### ⑥ 卒業一年前の配置の試行

1965年7月10日に、中国共産党中央と国務院は、国家計画委員会に『1965年高等教育機関の卒業生の職場配置と1966年卒業生の配置に関する報告』を許可した。

『報告』では、「高等教育機関の卒業生について卒業1年前に配置を行うことは、養成機関と雇用期間の一一致した要求である」と述べられた。しかし、「文化大革命」の開始によって、この方法は停止された。

### ⑦ 卒業生に対する国家の職業配置に関する思想教育

高等教育機関卒業生の統一的職場配置を効果的に行い、毎年の配置任務を完成するために、党と政府、教育部門、学校は卒業生の思想政治教育を重視した。1952年7月19日に、政務院は卒業生統一職場配置に関する『指示』の中で、「高等教育機関卒業生の職場配置で重要な一環は、動員教育をよくやることである」と述べた。1954年7月に旧政務院は卒業生統一職場配置の『指示』の中で、「卒業生が国の統一職場配置に従うように思想教育を行うことは、配置計画任務の完成を保証するカギである」と述べている。各高等教育機関で集中教育を行う以外に、思想教育を「学校経営の政治思想教育の重要な構成内容」に位置づけることを求めた。その後、教育（高等教育）部と青年団中央も連合して通知を出し、高等教育機関卒業生の思想教育について強調した。しかし、「文化大革命」の時期にこの伝統は迫害を受けた。

文革後の1978年、1979年、1981年に、教育部と青年

団中央は卒業生の思想政治教育を強調することに関する通知を出した。1979年7月3日には、中央紀律検査委員会は『大学卒業生の配置への妨害を許さないことに関する通知』を配布した。1981年に教育部が開いた全国高等教育機関卒業生の調整配置工作会议では、職場配置を妨害することを抑制するために6項目の具体的措置と要求を提出した。1980年、1981年に北京と他の一部の省、市では卒業生大会と代表懇談会を開き、中央と地方の責任者を招いて卒業生に報告する方法を回復した。

## (2) 職場配置計画の作成原則

卒業生に対する職場配置は、国家教育委員会の統一計画に基づき、「抽成調剤、分級安排」の制度が採られた。主な概要は、以下の通りである。

- ① 国家教育委員会に所属する大学卒業生は、国家教育委員会によって統一配置され、全国に向けて就職する。ただ、一部の卒業生は、その学校所在地域が差し迫って必要とする場合、保留しなければならない。それは需要のある専門分野の卒業生のおおよそ15%から20%とされた。
- ② 中央官庁に所属する大学卒業生には主として当該部門、当該業種に向けて就職する、「国家抽成配置」の制度が実行された。国家が選抜する割合は、卒業生の10%から20%を占めている。それにあたる卒業生は国家教育委員会によって統一配置され、残った卒業生は中央官庁によって配置される。また、一部の卒業生は、その学校所在地域が差し迫って必要とする場合、保留しなければならない。大体需要のある専門分野の卒業生の15%から20%を占めている。
- ③ 地方政府（省、直轄市、自治区）に所属する大学卒業生は、原則として地方政府（省、直轄市、自治区）によって配置され、主として当該地域に向けて就職する。一部の卒業生は、国家の需要によって、選抜された。大体需要のある専門分野の卒業生の約10%を占めている。
- ④ 辺境の省・自治区と少数民族地区から募集された学生は、これらの地域の省・自治区が差し迫って必要とする場合、原則として出身の省・自治区に戻って就職する。

## 3. 職場配置に関する政府、大学、雇用機関の職責

大卒者の職場配置に関する政府、大学、雇用機関の主要な職責を述べると、以下の通りである<sup>4)</sup>。

### (1) 国家教育委員会の主要な職責

- ・ 国家教育委員会の主要な職責は以下の5つである。
- ① 全国卒業生の就職に関する法規・政策を制定し、全国卒業生の就職活動を計画・策定する。

- ② 全国普通高等教育機関卒業生の就職計画を編成し、国家教育委員会が直轄する高等教育機関卒業生の就職計画及び官庁・地方政府が所管する高等教育機関から一定数の卒業生を控除する計画を作成する。
- ③ 全国卒業生の就職計画の調整に責任を負い、全国卒業生の職場調整・配置を管理する。
- ④ 卒業生の就職活動を指導・点検し、各省・自治区・直轄市の卒業生職業調整・配置部門に、当該地区の高等教育機関の卒業生を派遣する権限を授ける。
- ⑤ 卒業生の雇用状況を点検する。

### (2) 国務院関係官庁の主管部門の主要な職責

国務院関係官庁の主管部門の主要な職責は以下の通りである。

- ① 国の関係方針・政策及び国家教育委員会の統一企画に基づき、当該部門の卒業生の就職について具体的な意見を提出する。
- ② 国家教育委員会に所管している高等教育機関の卒業生就職計画及び当該官庁の需要と供給に関する情報を遅延なく報告する。
- ③ 所管している高等教育機関の卒業生の就職計画の作成及びその実施を組織的に行う。
- ④ 当該部門の卒業生の受け入れについて責任を負い、卒業生の雇用状況を掌握する。

### (3) 省・自治区・直轄市の主管部門の主要な職責

省・自治区・直轄市の主管部門の主要な職責は以下の通りである。

- ① 当該地区の雇用機関と高等教育機関の卒業生の就職活動を点検・監督する。
- ② 当該地方政府の直轄する高等教育機関の卒業生調配計画を作成し、直ちに国家教育委員会に報告する。
- ③ 当該地区的高等教育機関が提出して卒業生の配置名簿の審査責任を負う、卒業生の送り出しの責任を負う。
- ④ 病気で体力労働を減免する卒業生名簿の審査の責任を負う。
- ⑤ 学校と協力して、卒業生の思想教育、政治審査を行う。
- ⑥ 当該地区における卒業生の人的資源統計データの作成に責任を負い、所定の時期に国家教育委員会に報告する。

### (4) 大学の主要な職責

大学の職責は以下の通りである。

- ① 卒業生調配計画によって、卒業生の配置名簿を提出し、卒業生の離校手続きについて責任を負う。
- ② 病気等の理由で肉体労働を減免する卒業生名簿を提出する。
- ③ 卒業生の思想教育、政治審査を行う。

④ 卒業生の専攻、人数と卒業生の個人状況の統計表を作成する。

⑤ 当該機関の卒業生の職業配置と送り出し状況を地方主管部門、教育委員会と国家計画委員会に報告する。

#### (5) 雇用機関の主要な職責

雇用機関の職責は以下の4つである。

① 雇用機関は、その主管部門に卒業生の需要計画を遅延なく報告し、関係高等教育機関に卒業生の需要に関する情報を提供する。

② 国が通達した就職計画に従って卒業生を受け入れ、職場に配置する。

③ 見習い期間における卒業生の管理に責任を負う。

④ 関係部門と高等教育機関に卒業生の使用状況をフィードバックする。

### 4. 統一職場配置のプロセス

中国の普通高等教育機関卒業生の職場配置の過程を具体的に説明する。そのプロセスは、図1に示す通りである。中国の普通高等教育機関は、国家教育委員会に所属する大学、中央官庁に所属する大学、地方政府（省、直轄市、自治区）に所属する大学の3つに分ける。これらの卒業生に対する職場配置は、主に2段階に分けて行われる。

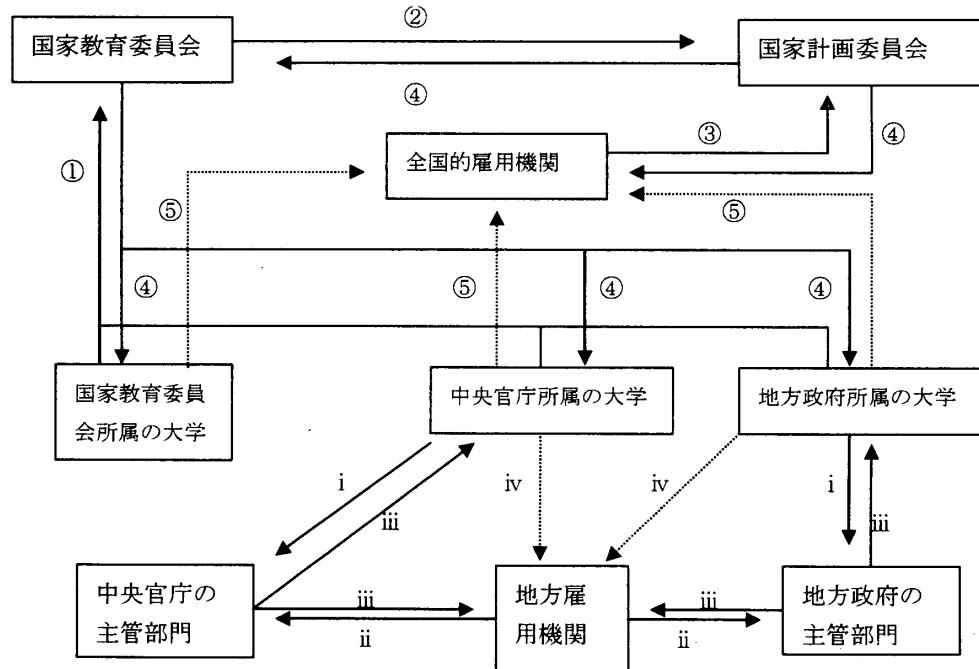
#### (1) 第一段階

第一段階は、国家計画委員会が作成した職場配置の計画に従い、国家教育委員会に所属している大学の全卒業生、中央官庁に所属している大学と地方政府に所属している大学についての一部の優秀な卒業生について、全国的雇用機関に向けて行う職場配置である。具体的配置計画の作成と送りだしのプロセスは以下のようないくつかの過程に分かれる。

##### a. 配置計画の策定

まず、国家教育委員会は、全国の卒業生の専攻分野と人数などに関する資料を提供する。各部門と省、直轄市、自治区は国家計画委員会に需要計画を提供する。

次に、配置計画を編制する前に、国家計画委員会は学校主管部門及び地方と相談して、国家が選抜する専攻及び人数を決める。中央官庁は地方と相談して、中央官庁が選抜する専攻及び人数を決める。中央官庁に所属する卒業生は国家が選抜した、中央官庁の主管部門が配置方案と学校所在地を残して人数を提出し、国家計画委員会に送られる。さらに、国家計画委員会と教育委員会などが国家直接配置の卒業生の配置方案、中央官庁の配置方案及び各省、自治区の配置の卒業生人数を提出し、バランスをとり、全国統一の配置計画草案を編成する。各方面に意見をもとめ、国務院に



①～⑤は、第一段階の職場配置の過程を示す。①は、各大学が卒業生の情報を国家教育委員会に提供することである。②は、国家教育委員会が国家計画委員会に当該年の卒業生の情報を提供することである。③は、全国的雇用機関から国家計画委員会に需要卒業生の情報を提供することである。④は、職場配置計画の通達である。⑤は、卒業生の送りだしである。

i～vは、第二段階の職場配置の過程を示す。iは、各大学が中央官庁および地方政府の主管部門に卒業生の情報を提供することである。iiは、地方雇用機関から中央官庁と地方政府の主管部門に需要卒業生の情報を提供することである。iiiは、職場配置計画の通達、ivは、卒業生の送りだしである。

図1. 計画経済体制下における大卒者の職場配置過程

報告する。

最後に、国家教育委員会は国务院が批准した配置計画に従い、調配計画を編成する。各省の教育庁と計画委員会が国家教育委員会と国家計画委員会の通達する調配計画と配置計画によって、省内の調配計画と配置計画を編成し、各大学と雇用機関へ通達する。

#### b. 卒業生の職場配置名簿の提出

大学は卒業生調配計画によって、学んだことと仕事の内容を一致させる原則に照らし、雇用側の要求と卒業生の具体的な状況を参考して、合理的に職場配置名簿を確定する。

まず、大学が専門分野と人数によって、各学部の定員を決定する。また、学部の教師及び関係方面（卒業生本人を含む）の意見を求める。卒業生の仕事上の志望や現実的支障は、国の需要及び学んだことと仕事の内容を一致させる原則に基づいて、配置計画の範囲内で考慮し、配慮する。職場配置名簿は学校の系レベルの組織から提出する。次に、学校による審査を経て、地方の職場配置に関する行政部門に報告して認可を得た後、「着任届け証明書」を提出する。

#### c. 卒業生の送り出し

大学は職場配置の名簿に沿って、卒業生を全国的雇用機関に配分し、学生は学校を離れて、具体的に勤務先に登録する。卒業生の全ての内申書及び職場着任届けの通知書を学校は遅延なく雇用機関に郵送する。卒業生を送り出すときには、必ず全国統一の規定による、地方の職場配置に関する行政部門が発行した卒業生職場着任届け証明書を使用する。

#### d. 卒業生の職場への受け入れと配置

卒業生は「着任届け証明書」を持って雇用機関に着任し、雇用機関は「着任届け証明書」に基づいて受け入れ手続きをし、戸籍及び食糧配給関係を行う。

雇用機関の人事部門は、職務上の必要性と卒業生が学んだ専攻とに基づいて、遅延なく職場に配置する。国家の職場配置計画に基づいて送り出された卒業生について、雇用機関は受け入れを拒否したり、大学に送り返したりしてはならない。

卒業生が職場に着任した後、一年間の見習い制度を実施する。見習い期間が終了した後、所属機関の審査に合格した者が、正式採用になる。不合格になった場合は、見習い期間を半年から一年延長することができる。また、延長期間に審査が不合格になった場合は、ほかの仕事に配置される。

#### e. 計画の調整

卒業生を送り出して1年以内に、不適切な職場配置が認められた場合、調整を行い、改めて送り出すことであり、雇用機関とともに送り出した政府の職場配

置を主管する行政部門とが相談の上、解決する。

#### (2) 第二段階

第二段階は、第一段階での職場配置で残された中央官庁に所属している大学と地方政府に所属している大学の卒業生についての職場配置である。

中央官庁に所属している大学の卒業生の場合、中央官庁の主管部門の配置計画によって、職場配置が行なわれる。地方政府に所属している大学の卒業生の場合、地方政府の主管部門の職場配置計画によって、職場配置が実施される。具体的な職場配置の過程は第一段階のaからeまでの5つの過程と同じである。

### IV. 大卒者の職場配置の事例分析

ここでは、まず、中国吉林省のある大学の卒業者のデータの分析を行い、続いて、吉林省の雇用機関の担当者に対するインタビューの結果を報告する。

吉林省のある省属の工科大学を1983年7月に卒業した者234人について、学生档案（内申書）を収集した。卒業者の卒業直後の職場配置の状況をデータを分析した結果、次のような結果がえられた。

まず、卒業者の就職率は100%で、全員就職していた。これは、計画経済体制下に卒業生の就職を十分に保障できたということを示している。

表2は出身地と就職先の地域の関連を示している。卒業生は出身地域で就職している割合が高く、学生の出身地に基づいて配置されていることを示している。

表3は性別と就職先の関連を示している。男女間で就職先に有意な差は見られなかった。これは、職場配置時、男女の差がないことを示している。

表4は成績と就職先の関係を示している。成績が優秀な卒業生は、研究所と大学に配置される割合が高い。このことより、成績によって優先的に配置されることが推察される。

表5は、成績と就職先の属性を示している。これより、成績が高いほど、大学で学んだ専攻と就職先の職種が一致している者の割合は高い。これは、成績によって優先的に配置していることを示している。

しかし、その反面、大学で学んだ専攻と就職先の職種が一致していない者の割合は32.5%となっている。これは、統一職場配置では、卒業生の学んだ専攻と就職先の職種との一致を保障することが難しいことを示している。雇用機関が最も適切な卒業生を獲得することを保障することは難しいようである。

これらの統計的な分析結果を補うために、中国吉林省の3種類の雇用機関主管部門の担当者に対するインタビューを2001年7月に行なった。その結果は、以下

表2. 出身地と就職先地域との関連

\*\*\*

出身地		就職先地域						合計			
		吉林省					北京	その他の省			
		長春地区	吉林地区	四平地区	通化地区	白城地区					
吉林省	長春地区	度数(人)	103	0	1	0	4	0	8	2	118
	長春地区	割合(%)	87.3	0.0	0.8	0.0	3.4	0.0	6.8	1.7	100.0
	吉林地区	度数(人)	5	23	0	0	0	0	0	3	31
	吉林地区	割合(%)	16.1	74.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	100.0
	四平地区	度数(人)	7	0	10	0	1	0	1	4	23
	四平地区	割合(%)	30.4	0.0	43.5	0.0	4.3	0.0	4.3	17.4	100.0
吉林省	通化地区	度数(人)	7	1	0	22	0	0	2	4	36
	通化地区	割合(%)	19.4	2.8	0.0	61.1	0.0	0.0	5.6	11.1	100.0
	白城地区	度数(人)	0	0	0	0	9	0	0	1	10
	白城地区	割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	0.0	10.0	100.0
	延辺地区	度数(人)	4	1	0	0	0	11	0	0	16
	延辺地区	割合(%)	25.0	6.3	0.0	0.0	0.0	68.8	0.0	0.0	100.0
合計		度数(人)	126	25	11	22	14	11	11	14	234
		割合(%)	53.8	10.7	4.7	9.4	6.0	4.7	4.7	6.0	100.0

※ 統計的検定の結果、\*\*\*は0.1%水準で有意であることを示す。以下同様。

表3. 性別と就職先

性別		就職先						合計	
		企業	官公庁	研究所	大学	軍隊	その他		
男	度数	35	54	42	29	5	22	187	
	割合(%)	18.7	28.9	22.5	15.5	2.7	11.8	100.0	
女	度数	9	11	14	9	2	2	47	
	割合(%)	19.1	23.4	29.8	19.1	4.3	4.3	100.0	
合計		44	65	56	38	7	24	234	
		割合(%)	18.8	27.8	23.9	16.2	3.0	10.3	100.0

表4. 成績と就職先

\*\*\*

成績		就職先						合計	
		企業	官公庁	研究所	大学	軍隊	その他		
60-69	度数	1	4	2	0	1	1	9	
	割合(%)	11.1	44.4	22.2	0.0	11.1	11.1	100.0	
70-79	度数	32	33	12	8	1	14	100	
	割合(%)	32.0	33.0	12.0	8.0	1.0	14.0	100.0	
80-89	度数	10	28	39	29	5	9	120	
	割合(%)	8.3	23.3	32.5	24.2	4.2	7.5	100.0	
90以上	度数	1	0	3	1	0	0	5	
	割合(%)	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0	100.0	
合計		44	65	56	38	7	24	234	
		割合(%)	18.8	27.8	23.9	16.2	3.0	10.3	100.0

※ 中国の大学の成績評価標準は百分制(100点満点で点数で示す)である。60点以上が合格である。

表5. 成績と就職先の属性

\*\*\*

成績		就職先の属性				合計
		対口単位	非対口単位	その他	合計	
60-69	度数	4	3	2	9	100.0
	割合(%)	44.4	33.3	22.2	100.0	
70-79	度数	42	42	16	100	100.0
	割合(%)	42.0	42.0	16.0	100.0	
80-89	度数	76	31	13	120	100.0
	割合(%)	63.3	25.8	10.8	100.0	
90以上	度数	5	0	0	5	100.0
	割合(%)	100.0	0.0	0.0	100.0	
合計		127	76	31	234	
		割合(%)	54.3	32.5	13.2	100.0

※ 対口単位は、大卒者就職先の職種と大学で学んだ専攻が一致していることを、  
非対口単位は職種と専攻が一致していないことを示す。

の通りである。

学校と研究所の主管部門の担当者は、必要な卒業生の人数と専門分野には満足しており、雇用した卒業生の成績と能力を高く評価していた。

官公庁の主管部門の担当者は、必要な卒業生の数を確保できることには満足していたが、卒業生の専門分野は必ずしも保証されず、また卒業生の成績と能力にも満足していなかった。

企業の主管部門の担当者は、必要な卒業生の人数が配置されるとは限らず、配置される卒業生の専門分野は必ずしも保証されず、また卒業生の成績と能力にも満足していなかった。

このような結果から、人材を優先的に配置される雇用機関では卒業生の数や専門分野に満足度が高いが、そうでない雇用機関は満足度が低いことが伺われる。

## V. おわりに

政府による大卒者の統一職場配置制度は、中央集権的な政治制度、高度集中型の計画経済体制に対応した制度であった。大卒者が極めて少ない状況の下で、経済の復興、社会システムの再建における人材の需要、国家重点領域の人材確保、部門間・地域間の格差の縮小に、統一職場配置制度は重要な役割を果たした。

中国の計画経済体制下における大学卒業生の就職は、政府（主に国家計画委員会と国家教育委員会）が全ての情報を集中・統制し、統一職場配置計画を作成した。統一職場配置計画は、政府の指令として大学と雇用機関に通達され、施行された。大学も雇用機関も卒業生も自主性を持たず、大学は職場配置計画に従って、学生の職場配置名簿を提出し、卒業生を派遣した。雇用機関は政府が通達した職場配置計画に従って、卒業生を受け入れ、職場に配置したのである。

就職の実態分析から、次のことが言えよう。中国の計画経済体制下での大学卒業生の就職は十分に保障されたようである。大学卒業生の就職は、学生の出身地に基づいて配置され、成績順により配置され、職場配置時に男女の差別がないことが明らかになった。しかし、インタビュー調査の結果、卒業生の学んだ専攻と就職先の職種との一致を完全に保障することは難しく、すべての雇用機関が最も適切な卒業生を獲得することも難しかったようである。特に企業は、量的にも質的にも十分な卒業生を確保できなかつたようである。

本研究の今後の展開の1つとして、大学の類型別や専門分野による大卒者の職場配置の相違を卒業生名簿等の資料に基づき分析することなどが考えられる。

## 【注】

- 1) 苑復傑 2000「市場化における大卒者の就職」『中国経済の市場化における高等教育改革についての実証的研究－中央集権制から分権制への移行』、53頁。
- 2) 中国教育年鑑編集部 1984『中国教育年鑑1949-1981』、348頁。
- 3) 以下は、中国教育年鑑編集部 1984『中国教育年鑑1949-1981』、350-351頁の記述に基づいている。
- 4) 以下は、何東昌等編1998『中華人民共和国重要教育文献』海南出版社、1211頁の記述に基づいている。

## 【主要参考文献】

- 苑復傑 2000 『中国経済の市場化における高等教育改革についての実証的研究－中央集権制から分権制への移行－』平成9年度～11年度文部省科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)（一般））研究成果報告書。
- 大塚豊 1996 『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版部。
- 大塚豊編訳1991 『中国高等教育関係法規（解説と正文）』広島大学・大学教育研究センター。
- 魏新・李文利・陳定芳 1997 「当前我国高校卒業生就職分配機制探析」、『新華文摘』1997年4期、158-162頁。
- 何東昌等編 1998 『中華人民共和国重要教育文献』海南出版社。
- 中央教育科学研究所編 1984 『中華人民共和国教育大事記1949～1982年』教育科学出版社。
- 中華人民共和国国家教育委員会編 1991 『中華人民共和国現行教育法規1949～1989年』人民教育出版社。
- 中国教育年鑑編集部編 1984『中国教育年鑑1949-1981』中国大百科全書出版社。
- 中国教育年鑑編集部編 1986『中国教育年鑑1982-84』湖南教育出版社。
- 馬志遠 1998「現代中国の大卒者就職過程に関する実証的研究」『東京大学大学院教育研究科紀要』第38巻、135-144頁。
- 北京高等教育局編 1987『高等学校卒業生分配文件統編』。
- 陳義・馬晶 1996「關於高校卒業生就職体制的思考」『教育研究』1996年1期、22-23頁。
- 陳武元 1998「中国における高等教育機関卒業生の就職制度」『大学論集』第29集、83-97頁。
- 北京大学高等教育研究所編 1995「大卒者の就職」大塚豊編訳『中国の高等教育改革』広島大学・大学教育研究センター。

（主任指導教官 山崎博敏）